

# Nirasaki

広報にらさき

Jun.2020

6

Vol.869

しっかり手を洗って  
感染症を防ぎましょう!!



特集

6月は男女共同参画推進月間

『「男」である前に、「女」である前に。わたしは、わたし。』



6月は男女共同参画推進月間

『「男」である前に、「女」である前に。  
わたしは、わたし。』

男女共同参画社会とは、「男だから、女だから」といった、性別によって固定化された役割にとらわれず、すべての人が個性と能力を発揮できる社会のことです。1999年6月に「**男女共同参画社会基本法**」が制定・施行されてから、毎年6月を男女共同参画推進月間として定めています。

お互いの人権を尊重し、認め合い、協力し合う社会を作っていくためには私たち一人ひとりの取り組みが必要です。

男女共同参画社会って？

「男が男ははつきりしていて凛々しい」「さすが女らしい心配り」「男は仕事が第一だ」「女は家事、育児、介護が優先だ」と思ったりすることはありませんか？

このように、誰もが持っている「男らしさ、女らしさ」のイメージや考え方をジェンダーと言います。ジェンダーは、生まれ育った環境、保育や教育、職場環境、メディア環境などの社会制度や慣行の中で、私たちの中に、伝統、慣習、常識、道徳、規範、理想などとして培われ、浸透しています。「男女共同参画社会基本法」は、私たち一人ひとりが身につけているジェンダーに気づき、それにとらわれることなく、誰もが社会の対等な構成員として尊重され、政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受し、かつその責任を担うことを目指しています。私たち一人ひとりが、自らの意思によって、家庭、地域、職場などのあらゆる分野の活動に参画できるように、自分自身のジェンダーに敏感になり、変容していくことが男女共同参画社会実現への第一歩です。

# 市の男女共同参画推進状況を公開します!

蕪崎市では、「蕪崎市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、平成25年に「第2次男女共同参画推進計画 男（ひと）と女（ひと）、ともに煌く夢プラン」を策定し、「男女が互いに協働するまち・蕪崎」を目標とした具体的な施策の方向を打ち出しました。近年の推進状況は次のとおりです。

## 蕪崎市男女共同参画推進状況の推移

基本目標	項目	実績 H26年度	実績 H27年度	実績 H28年度	実績 H29年度	実績 H30年度	目標 R4年度
1	蕪崎市男女共同参画推進条例の浸透*	—	—	—	—	—	50.0%
	「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合*	—	—	—	—	—	35.0%
2	「男性が家事・育児を行うこと」に賛成する男性の割合*	—	—	—	—	—	家事 90.0% 育児 90.0%
	ファミリーサポートセンター会員数	432人	439人	310人	371人	397人	300人
	認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	2,528人	3,080人	3,991人	4,426人	5,003人	1,300人
3	市の審議会等における女性委員の割合	23.7%	23.6%	27.2%	29.4%	30.9%	30.0%
	自治会長に占める女性の割合	1.0%	3.0%	1.0%	2.0%	1.0%	5.0%
	地域減災リーダーに占める女性の割合	29.8%	20.2%	18.9%	21.8%	21.8%	50.0%
4	25～40歳(子育て世代)における女性の就業率*	—	—	—	—	—	70.0%
	男性職員の育児休業取得率(蕪崎市)	0%	0%	0%	0%	0%	10.0%
	管理職(一般行政職)に占める女性の割合	0%	0%	0%	11.4%	16.1%	10.0%
5	特定健診受診率(40～74歳)	37.2%	38.2%	37.1%	47.8%	38.4%	60.0%
	乳がん、子宮頸がんの検診受診率	乳がん 17.1% 子宮頸がん 16.3%	乳がん 20.1% 子宮頸がん 14.8%	乳がん 20.0% 子宮頸がん 12.7%	乳がん 22.4% 子宮頸がん 18.5%	乳がん 22.0% 子宮頸がん 17.7%	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0%
	DV防止法周知度*	—	—	—	—	—	50.0%

\*次回計画策定時にアンケート調査等により、実態把握をすることで目標との比較をするものなので空欄となっています。

ファミリーサポートセンター会員数や、認知症サポーター養成講座受講者数は目標値を上回っており、子育てや介護をするための環境整備が進んでいることが見て取れます。

一方で、自治会長や地域減災リーダーに占める女性の割合は、目標値をまだまだ下回っています。意思決定の場などにおいて、女性の参画がまだまだ進んでいない現状が伺えます。このような傾向は日本全体にも当てはまります。

**ジェンダーギャップ指数**

ジェンダーギャップ指数と呼ばれる、男女格差を示す指数があります。

これは、世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野における男女格差を数値化し、世界各国と比較しているものです。2019年版の日本の総合順位は、調査対象となった153か国のうち、121位であり、過去最低の順位となってしまうました。(前年は110位)

日本の順位を引き下げている要因が、特に「経済」「政治」分野での低迷です。「政治」分野においては、世界の

ジェンダーギャップ指数

→ジェンダーギャップ指数

中でワースト10にランクインしているほどです。世界から見ると、日本は「男女差別が大きい国」という印象となっています。

このような我が国が抱える問題を解消していくためには、私たち一人ひとりの意識を根本から変えていくことが大切です。

まずは身近な地域から、性別に関わりなく、男性も女性も共に活躍できるまちづくりを目指していきましょう。

■特集記事の監修  
今年度市男女共同参画推進アドバイザー 望月 理子氏

	分野	指数	順位(153か国中)
日本の状況(2019)	総合	0.652	121位
	①政治	0.049	144位
	②経済	0.598	115位
	③教育	0.983	91位
	④健康	0.979	40位

\*指数が1に近いほど、男女格差が少ない



# 葦崎市男女共同参画推進委員会の取り組み

## 身近な暮らしの課題をとらえる

平成18年4月に葦崎市男女共同参画社会推進条例が施行され、委員会が設立されて以来、活動の成果を2年に一度市長に提言してきました。

しかしながら、「男女共同参画」という言葉自体と、その理念や目的を理解しにくい一面があり、推進委員会の活動テーマもスローガンに留まる状況でした。そこで東日本大震災を教訓に市で「男女が互いに認め合い、協働するまち・にらさき」を目的とした第2次男女共同参画推進計画が打ち出されたことに合わせて、地域の活性化や人とのつながりが重要視される今、身近な暮らしの中で「こうすればもっとよくなる、快適になる」ということをテーマとして取り組むこととしました。

### 令和元年度の具体的な取り組み内容（実績）

#### テーマ：「災害時における地域の助け合い」

自然災害が全国各地で起こり、私たちはいつ災害に巻き込まれるかわかりません。昨年10月には台風19号により、市内でも被害が出るなど、緊迫した状況を経験しました。

このような経験を通して、改めて普段からの備えの重要性や地域で助け合うことの大切さを実感した方も多いのではないのでしょうか。

推進委員会は地域住民の立場から、災害時に家庭内や地域内にいる避難行動のできない人を、どう支援できるかについて考え、「災害時に地域で助け合うことのできるまちづくり」を目指すため、このテーマに取り組み、検討結果を市長へ提言しました。

#### 〈活動内容〉

- ①男女共同参画に関する基本的学習
- ②テーマに基づいたグループ活動
- ③男性のための料理教室の開催
- ④男女共同参画モデル家庭の認定
- ⑤男女共同参画フォーラムの開催
- ⑥活動の成果を市長に提言



↑活動の成果を市長に提言

↓男女共同参画フォーラムでの寸劇  
(毎年とても好評です)



平成30年度から委員になり、昨年は副委員長として活動をしてきました。

私は「一人ひとりが自分らしさを出して活躍すること」が男女共同参画のスタートだと思えます。市の計画を策定する委員に選出された際、会議の場で、性別や年齢に関係なく意見を交わし合い、お互いを尊重し、受け入れながら計画を作る様子に、葦崎市は男女の協働が進んでいると感じました。「男女平等を目指そう」という呼びかけをするのではなく、一人ひとりが自発的に活動した結果、性別に関係なく、誰もが輝ける地域を目指していくことが男女共同参画につながっていくと思っています。



委員 清水雅美さん

葦崎市男女共同参画  
推進委員会



# DV (ドメスティックバイオレンス)・デートDV (恋人からの暴力) について知ろう!

市の男女共同参画推進計画の基本目標の一つに「人権が尊重される社会の形成」があり、DVをはじめとする暴力の予防と根絶が位置付けられています。

DVとは、配偶者や恋人など、親密な関係の中で起きる暴力のことです。女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も被害を受けています。また、子どもの前で暴力を振るうことは虐待の一つでもあります。

暴力といっても、殴るなどの身体的なもの以外にも、次のようなさまざまな形態があります。

### ● 身体的なもの

- ・ 平手で打つ、足で蹴る
- ・ 刃物などの凶器を突きつける
- ・ 物を投げつける

- ・ 髪を引っ張る、引きずりまわす

### ● 精神的なもの

- ・ 「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などと馬鹿にする
- ・ 実家や友人と付き合つのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックする
- ・ 人前で辱めるようなことを言う
- ・ 大切にしているものを壊したり、捨てる
- ・ 殴るふりをして脅かす

### ● 性的なもの

- ・ 見たくないポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 嫌がっているのに性行為を強要する

### ● 経済的なもの

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする

## 1問1問でクイズ!

今から2問のクイズを出題します。考えて自分の回答を決めてから、答えと解説を読んでください。

### 問題1

女性に対する暴力の撲滅を象徴するアウエアネス・リボン(身に着けることで、支援や賛同を表す方法として使われるリボン)の色は、次の内どれでしょうか?

- ① ピンク
- ② パープル
- ③ オレンジ

### 問題2

配偶者暴力防止法における「配偶者からの暴力」の対象になる関係は、次の内どれでしょうか?

- ① 事実婚関係にある男女
- ② 同棲している彼女・彼女
- ③ 離婚した元夫・元妻

## 答えと解説

### 問題1

答え ②

解説：「女性に対する暴力根絶のシンボル」はパープルリボンです。なお、ピンクリボンは「乳がんの正しい知識を広めるためのシンボル」、オレンジリボンは「児童虐待防止のシンボル」です。

ちなみに、11月は児童虐待防止推進月間、同月12日から25日が「女性に対する暴力をなくす運動」期間で、令和元年度は双方の連携の象徴としてパープルリボンとオレンジリボンを組み合わせた「WRリボンバッジ」が作成されました。DVが起きている家庭では、同時に子どもに対する暴力が行われている場合があり、DVと虐待には深い関係があります。



### 問題2

答え ①・②・③ (全部)

解説：配偶者暴力防止法における「配偶者」には、事実婚関係にある男女も含まれます。

また、平成25年の改正により適用範囲が拡大され、同棲している恋人からの暴力についても、この制度の対象となりました。当然、被害者が男性の場合も、この法律の対象となります。

**配偶者や恋人からの暴力に悩んでいる方へ**

**一人で抱え込まずにご相談ください!**

配偶者や恋人といると怖いと感じたり、緊張したりしていませんか。相談してみること、一人では気づけなかった解決方法が見つかるかもしれません。

### ◆ DV相談ナビ電話番号

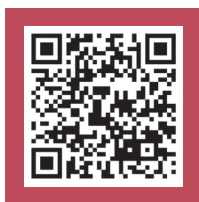
☎ 0570-055210

お近くの相談窓口に自動転送されます。

※相談時間は、各機関の相談受付時間内に限ります。

### ◆ 配偶者からの暴力被害者

支援情報サイト





# 蕪崎市の 財政状況を公表



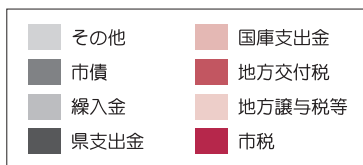
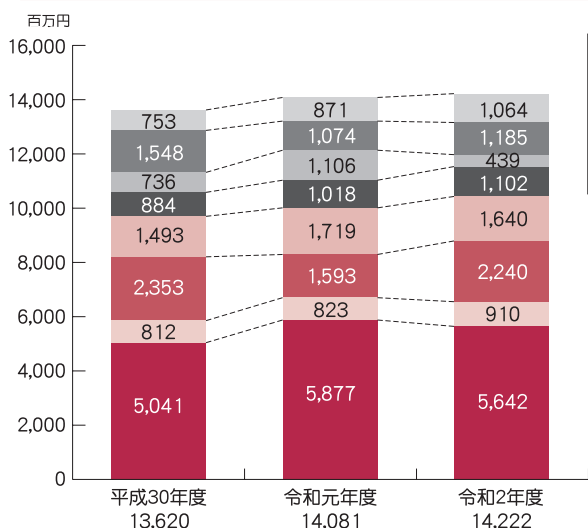
この「財政状況の公表」は、市の財政がどのように運営され、どのような状況にあるかを市民の皆さんに広く知っていただくため、毎年6月と11月の広報により公表しているものです。

今回は、令和2年度当初予算の編成状況のほか、令和元年度最終予算の状況について、その概要を公表します。

## 令和2年度当初予算状況

令和2年度の一般会計当初予算と各種主要事業については、広報4月号にてお知らせしましたので、今回は予算の推移を年度ごとに見ていきます。

### 歳入予算額の推移

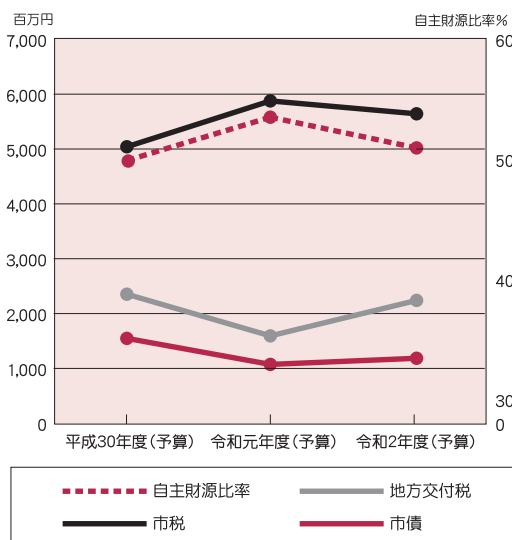


### 主な歳入の経緯

市税については、企業の景況感の悪化などにより全体的に落ち込み、前年度比で約2億3千万円の減額、地方交付税については、市税の減収により、約6億5千万円増額した予算額を計上しています。

市債借入額については、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債が増加したことに伴い、前年度比で約1億1千万円増額して計上しています。

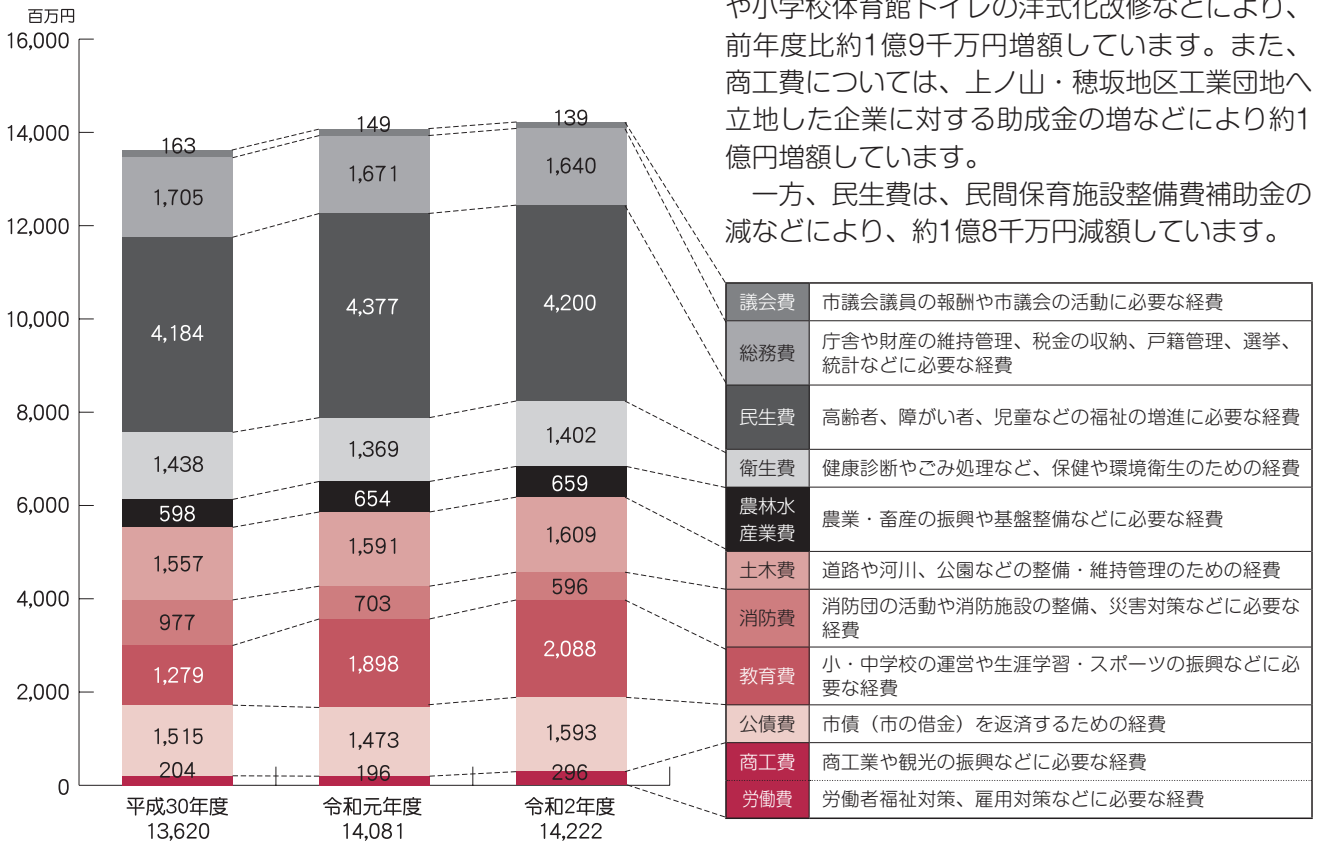
なお、歳入に占める自主財源（市税や使用料等の市が自主的に収入を得ることができる財源）比率については、市税の収入減により、前年度比で5.6ポイント低下しています。





## 歳出予算額【目的別】の推移

市の経費を行政目的によって分けた場合



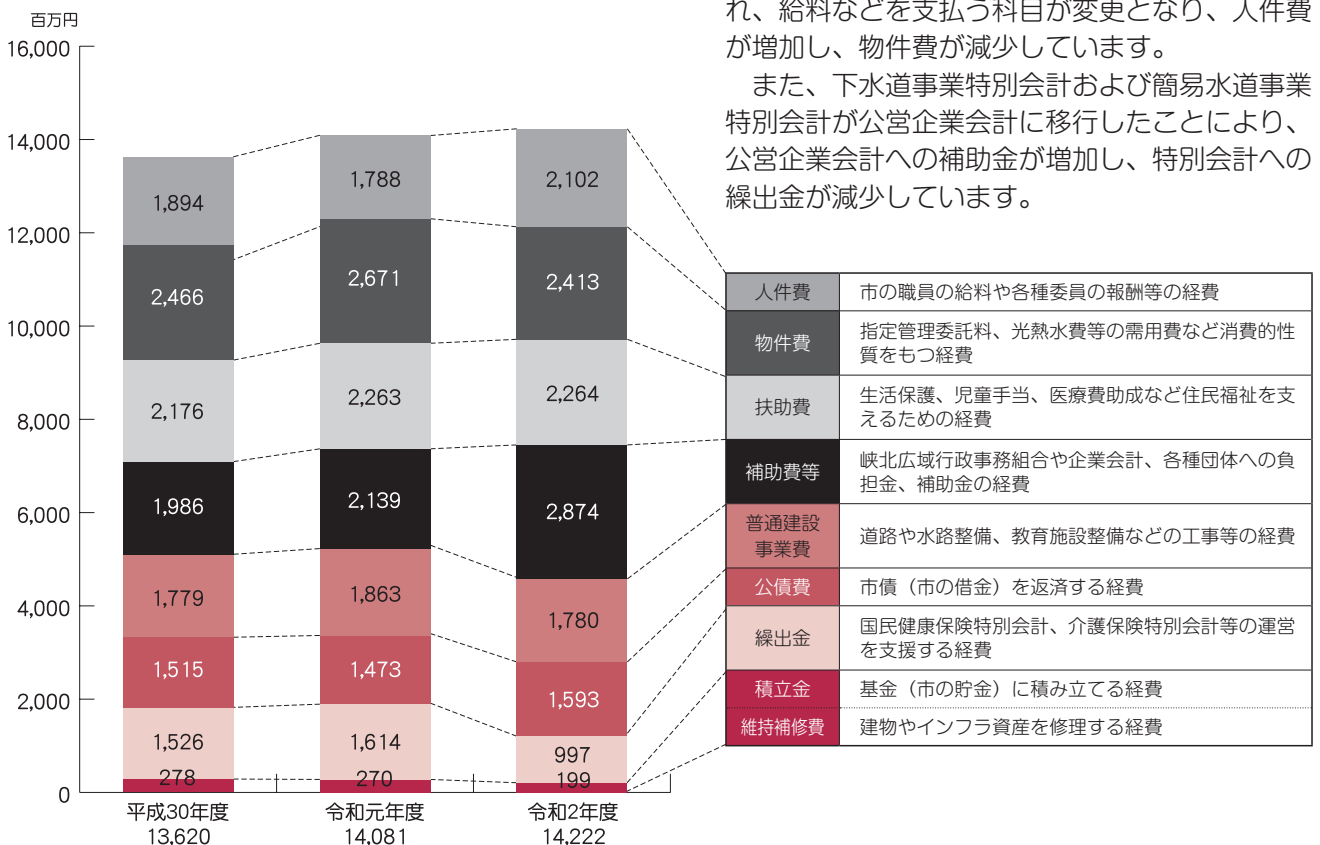
教育費は、市営総合運動場整備に係る現況調査や小学校体育館トイレの洋式化改修などにより、前年度比約1億9千万円増額しています。また、商工費については、上ノ山・穂坂地区工業団地へ立地した企業に対する助成金の増などにより約1億円増額しています。

一方、民生費は、民間保育施設整備費補助金の減などにより、約1億8千万円減額しています。

議会費	市議会議員の報酬や市議会の活動に必要な経費
総務費	庁舎や財産の維持管理、税金の収納、戸籍管理、選挙、統計などに必要な経費
民生費	高齢者、障がい者、児童などの福祉の増進に必要な経費
衛生費	健康診断やごみ処理など、保健や環境衛生のための経費
農林水産業費	農業・畜産の振興や基盤整備などに必要な経費
土木費	道路や河川、公園などの整備・維持管理のための経費
消防費	消防団の活動や消防施設の整備、災害対策などに必要な経費
教育費	小・中学校の運営や生涯学習・スポーツの振興などに必要な経費
公債費	市債（市の借金）を返済するための経費
商工費	商工業や観光の振興などに必要な経費
労働費	労働者福祉対策、雇用対策などに必要な経費

## 歳出予算額【性質別】の推移

市の経費を経済的性質によって分けた場合



令和2年度から会計年度任用職員制度が開始され、給料などを支払う科目が変更となり、人件費が増加し、物件費が減少しています。

また、下水道事業特別会計および簡易水道事業特別会計が公営企業会計に移行したことにより、公営企業会計への補助金が増加し、特別会計への繰出金が減少しています。

人件費	市の職員の給料や各種委員の報酬等の経費
物件費	指定管理委託料、光熱水費等の需用費など消費的性質をもつ経費
扶助費	生活保護、児童手当、医療費助成など住民福祉を支えるための経費
補助費等	峡北広域行政事務組合や企業会計、各種団体への負担金、補助金の経費
普通建設事業費	道路や水路整備、教育施設整備などの工事等の経費
公債費	市債（市の借金）を返済する経費
繰出金	国民健康保険特別会計、介護保険特別会計等の運営を支援する経費
積立金	基金（市の貯金）に積み立てる経費
維持補修費	建物やインフラ資産を修理する経費



## 特別会計と企業会計の令和2年度当初予算状況

(単位：千円)

(単位：千円)

特別会計

会計名	予算額	うち一般会計繰入金
国民健康保険	3,117,253	205,511
後期高齢者医療	351,811	81,734
介護保険	2,617,188	439,125

会計名	予算額	うち一般会計繰入金
介護サービス事業	6,329	4,447
恩賜林保護財産区 (第一鈴嵐外5会計)	1,155	—
青木御座石財産区	285	—

(単位：千円)

企業会計

企業会計名	区分	予算現額	収入のうち 一般会計補助金	資本的収支補てん財源	
市立病院事業	収益的収入	2,444,437	250,048	過年度損益勘定留保資金	44,077
	収益的支出	2,642,480			
	資本的収入	164,046			
	資本的支出	208,123			
水道事業	収益的収入	902,697	224,187	当年度消費税及び地方 消費税資本的収支調整額	11,290
	収益的支出	902,697			
	資本的収入	278,973		過年度損益勘定留保資金	151,298
	資本的支出	441,561			
簡易水道事業	収益的収入	18,568	10,946	当年度損益勘定留保資金	1,597
	収益的支出	18,568			
	資本的収入	1,596			
	資本的支出	3,193			
下水道事業	収益的収入	827,631	624,957	当年度消費税及び地方 消費税資本的収支調整額	5,463
	収益的支出	824,731			
	資本的収入	697,797		当年度損益勘定留保資金	312,159
	資本的支出	1,015,419			

## 令和2年度当初予算における市民一人当たりの市民サービス額と市税負担額



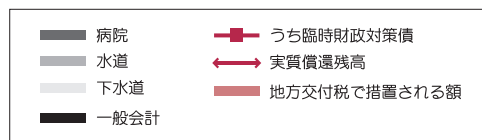
※一般会計歳出総額を4月1日現在の人口（29,124人）で割った額を市民サービス額としています。

※市税総収入額を4月1日現在の人口で割った額を市税負担額としています。

## 市債（市の借金）残高の状況

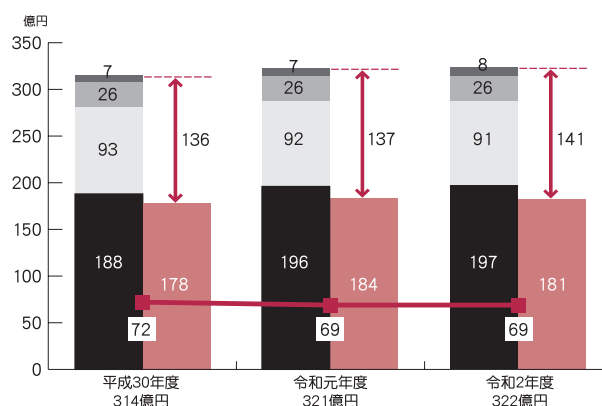
令和元年度末（見込）

市民一人あたりの借金残高は110万2千円（対前年度比4万1千円増）  
地方交付税で措置される額を除く残高は48万4千円（対前年度比7万3千円減）  
となる見込です。



市債の残高については、令和元年度は防災行政無線のデジタル化推進事業、地域体育館建設事業など投資的事業が集中したことや、法人税の減収を補てんするために減収補てん債を発行したことにより、平成30年度と比較すると7億円増加しています。しかし、元利償還金（借金返済額）が地方交付税にて措置される地方債を優先的に借り入れているため、「地方交付税で措置される額」も6億円増加となり、「実質償還残高」は、1億円の増加となります。

なお、市債は市の借金であるため、発行については、より一層の注意を払っていきます。



# 令和元年度最終予算状況

## 令和元年度最終予算状況

令和2年3月31日現在 (単位：千円)

会計名	最終予算現額	支出済額	差引額	
一般会計	14,948,978	11,383,039	3,565,939	
特別会計	7,433,004	6,913,137	519,867	
内訳	国民健康保険	3,142,437	3,075,168	67,269
	後期高齢者医療	323,990	265,073	58,917
	簡易水道	22,811	18,014	4,797
	下水道事業	1,374,581	1,324,149	50,432
	介護保険	2,560,325	2,223,388	336,937
	介護サービス事業	6,215	5,615	600
	恩賜林保護財産区 (第一鈴嵐外5会計)	2,360	1,610	750
	青木御座石財産区	285	120	165
	合計	22,381,982	18,296,176	4,085,806

令和元年度主な繰越事業 (単位：千円)

事業名	金額
庁舎管理費	15,796
県営畑地帯総合土地改良事業費	27,955
県営中山間地域総合整備事業費	12,675
県営経営体育成基盤整備事業費	36,000
県営農業競争力強化整備事業費	44,250
県営農村地域防災減災事業費	10,780
市単独道路整備事業費	14,906
市道穂坂97号線道路整備事業費	23,870
堀切橋拡幅整備事業費	127,085
小学校施設管理事業費	6,281
小学校ICT環境整備事業費	51,470
中学校ICT環境整備事業費	20,860
大村家住宅リノベーション事業費	158,500
農地等災害復旧事業費	58,580
その他(県営かんがい排水事業費、 県営広域農道整備事業費、県営農 業用河川工作物等応急対策事業費)	10,779
繰越事業費計	619,787



予算は年度ごとに決められていますが、特殊な事情等で年度内に支出できない場合、議会の承認を経て翌年度に予算を執行することができます。これを予算の繰越といいます。

令和元年度の繰越事業は、主に普通建設事業費であり、関係機関との協議、建築資材の調達に不測の事態が生じたことなどにより、工期が延長になった事業を繰り越すものです。

(単位：千円)

企業会計名	区分	最終予算現額	執行済額	資本的支出等補てん財源		業務量			
斐崎市立病院事業	収益的収入	2,413,144	2,507,774	過年度損益勘定 留保資金	54,295	延患者数(人)			
	収益的支出	2,513,169	2,447,567			入 院 うち包括ケア うち介護 外 来 計	45,674 12,107 3,767 61,170 106,844		
	資本的収入	187,473	180,422	当年度消費税及 び地方消費税資 本的収支調整額	423				
	資本的支出	235,191	235,140						
斐崎市水道事業	収益的収入	902,815	915,833	過年度損益勘定 留保資金	124,074	配水量(m) 有収水量(m) 給水戸数(戸) 給水人口(人)	4,510,292 3,094,885 11,486 25,929		
	収益的支出	902,815	874,279						
	資本的収入	393,469	380,786	当年度消費税及 び地方消費税資 本的収支調整額	16,878				
	資本的支出	549,870	521,738						



## 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の額を変更

全国消費者物価指数の変動にともない、令和2年度の手当額が下表のとおり変更されます。  
 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の受給には所得制限があります。  
 そのため、これらの手当を受給している方は、毎年、所得状況届を提出していただく必要があります。  
 8月上旬に対象者の方へ、市から届出用紙を送付しますので、指定期日までに提出をお願いします。  
 所得状況届の提出がない場合には、8月以降の手当が差し止められることもありますのでご注意ください。

	平成31（令和元）年度 （令和2年3月まで）	令和2年度 （令和2年4月分から）	支給月
特別児童扶養手当（1級）	52,200円	52,500円	4・8・11月
特別児童扶養手当（2級）	34,770円	34,970円	
特別障害者手当	27,200円	27,350円	2・5・8・11月
障害児福祉手当	14,790円	14,880円	2・5・8・11月

※特別児童扶養手当は、令和2年8月支払（令和2年4月～7月分）から変更になります。  
 ※特別障害者手当・障害児福祉手当は、令和2年5月支払（令和2年2・3月分は変更前の額、令和2年4月分は変更後の額）から変更になります。

■問い合わせ 福祉課 障がい・生活保護担当（内線176）



児童手当の現況届は、受給者の様々な状況を確認し、適正に児童手当を支給するため大変重要な届出です。  
 現況届の提出がない場合は、支給が受けられなくなりますので、必ず提出をお願いします。

「児童手当」の受給継続には、  
 現況届の提出が必要です！

- 提出の対象者  
 現在、児童手当を受給している全ての方（公務員を除く）
- 提出の時期  
 ※対象者には「現況届」を送付しますので、期限内に必ず提出してください。
- 提出書類  
 ※5月以降に初めて葦崎市に申請した方（5月に第一子が生まれた方、または5月に転入した方）は対象外です。
- 提出期限  
 ※今回から、受給者の健康保険証の写しは不要です。  
 ※その他、受給理由に特別な事由がある方は、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。
- 提出期限 6月30日（火）
- 問い合わせ  
 福祉課 子育て支援担当  
 （内線175・179）



- 応募資格  
 令和3年1月10日（日）開催の市の成人式に出席（平成12年4月2日～平成13年4月1日生）する者で、平日19時から市役所等で数回行う、実行委員会に参加できる者
- 募集定員 10名程度
- 応募方法  
 住所、氏名、生年月日、電話番号（携帯可）、メールアドレスを記入し郵便、FAX、Eメール又は窓口で直接申し込んでください。
- 応募期限 6月30日（火）
- 申込み・問い合わせ  
 教育課 生涯学習担当  
 （内線267）

令和3年葦崎市成人式  
 企画・演出する  
 新成人を募集

地域区分	協定集落名	認定年月日	協定参加者(人)		協定農用地面積(m <sup>2</sup> )	交付金額(円)	配分割合(%)		農業生産活動等の実施状況
			農業者	非農業者			共同活動	農業者	
特認地域	三ツ澤	H27.9.25	105	30	143,069	2,380,469	100	0	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等
特認地域合計(A)			105	30	143,069	2,380,469			
法指定地域	折居	H27.9.25	47	8	108,247	1,818,549	50	50	・耕作放棄地対策等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	御杉	H27.9.25	32	1	98,499	1,654,783	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	武田	H27.9.25	41	0	91,643	1,539,602	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等
	北宮地	H27.9.25	44	29	166,297	2,793,789	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け等
	上円井	H27.9.25	66	0	293,673	6,167,133	60	40	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	下円井	H27.9.25	30	6	63,194	1,061,659	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	中谷	H27.9.25	50	10	134,352	3,443,922	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り、棚田オーナー制度実施等
	入戸野	H27.9.25	24	4	75,358	1,266,014	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	鍋山	H27.9.25	48	0	217,415	3,652,572	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等
	青木	H27.9.25	59	66	115,824	1,945,843	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
法指定地域合計(B)			441	124	1,364,502	25,343,866			
総合計(A)+(B)			546	154	1,507,571	27,724,335			

令和元年度に実施した集落の活動状況を中山間地域等直接支払交付金実施要領第12および同実施要領の運用第16により、次のとおり公表します。

**概要**  
平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等において、農業者の高齢化・耕作放棄地の増加が深刻化する中、担い手農業者の確保や農地の多面的機能を確保していくことを目的とした集落の取り組みに対し、国・県・市が支援する制度です。

**要件**  
特定農山村法などの地域振興8法地域の傾斜農用地を対象に、該当する集落と市が5年以上継続して行われる農業生産活動等を定めた集落協定を締結し、取り組めます。

**問い合わせ**  
産業観光課  
農林振興担当  
(内線2223)

農作業雇用労賃【標準額】を決定

令和2年度の農作業雇用労賃【標準額】を別表1のとおり決定しました。  
※標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業条件などを勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。作業項目にない作業についても協議のうえで決定してください。

【別表1】 令和2年度農作業雇用労賃(標準額)

区分	単位	作業内容	標準額
耕耘	10a	耕耘	8,000円
		代播(耕耘してある場合)	8,000円
		代播(耕耘してない場合)	16,000円
機械田植え	10a	(ヒモ代別)	8,000円
稲刈り(バインダー)	10a	(ヒモ代別)	8,000円
脱穀(ハーベスタ)	10a		8,500円
コンバイン作業	10a	刈取り脱穀(ヒモ代別)	17,500円
乾燥・糶摺り	30kg	乾燥(米)	600円
		乾燥(麦)	700円
		糶摺り	300円
一般農作業	1日	8時間	7,200円

※労働時間は、1日8時間を基準とする。  
※機械作業は、燃料代を含むものとする。

農地の賃借料を公表

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)を別表2のとおり公表します。  
※この情報はあくまで参考であり、実際の契約に関する賃貸料は、貸し手・借り手がよく話し合って決めてください。

【別表2】 蕪崎市賃借料情報

対象の部	地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
田(水稻)	蕪崎市 全域	6,600円	10,000円	3,100円	30
		9,200円	12,300円	6,300円	7
畑・普通畑	蕪崎市 全域	17,000円	27,200円	5,600円	139
畑・樹園地(桃・葡萄・林檎)					
畑・樹園地(その他果樹)					
牧草畑					

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。  
※2 斜線部分は、データ数が少ないため算出できません。5件以上のデータを基に算出しております。  
※3 賃借料は、算出結果を四捨五入し100円単位で表したものです。

問い合わせ 農業委員会事務局 (内線226)



ご注意ください!!

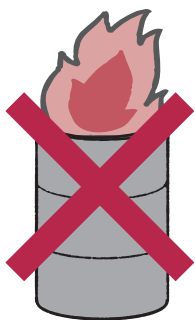
# ダメ！不法焼却（野焼き）

廃棄物（ごみ）の野外での焼却は、ダイオキシン類の有害物質の発生により人体へ悪影響を及ぼすだけでなく、煙やにおいにより生活環境が悪化し、近隣で生活する方への迷惑にもなります。

一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、構造基準を満たす焼却炉を使用した焼却以外は禁止されており、罰則の対象となっています。

## ×禁止されている行為×

- ◆ 地面の上や、穴を掘ったの焼却
- ◆ ドラム缶やブロックを積み立てた簡易な焼却炉での焼却



## △例外で認められている焼却△

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の例外規定である焼却（野焼き）については、次のとおりです。

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
例：河川敷の草焼き
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために、必要な焼却物の焼却  
例：災害時における木屑等の焼却
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために、必要な廃棄物の焼却  
例：どんど焼き等で門松を焚く行為
- ④ 農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
例：畑の剪定枝や稲わら、田畑の畔草や伐採した木枝の焼却

⑤ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なもの  
例：落ち葉焚きやキャンプファイヤー

例外として認められている場合でも、推奨しているというわけではありません。また、法律で禁止されていない焼却であっても次のことに注意してください。

- ◆ 家庭からのごみを一緒に焼却することはできません。分別して決められた日に排出してください。
- ◆ タイヤやビニール、プラスチック類の焼却はできません。
- ◆ 地域の住民の方に迷惑にならないよう、風量や風向き時間帯等に十分注意し、焼却している場所を管理してください。

## ■問い合わせ

市民生活課 生活環境担当  
(内線 131・132)

## 分譲住宅の開発事業者に奨励金を支給します!

住宅用地の開発により、本市への移住及び定住を促進するため、宅地開発事業を行う民間事業者に対し、「民間宅地開発事業奨励金」を支給します。

### ■奨励金の額

1 区画あたり30万円 (上限450万円)

※ 1 区画あたり 200 ㎡以上の区画のみが対象です。

### ■支給要件

- ・都市計画法に規定する用途地域内の事業（旧葦崎町（一部を除く）と藤井町の一部）
  - ・開発面積が1,000㎡以上
  - ・令和2年4月1日以降に許可申請等を行った事業等
- ※詳細は、お問い合わせください。

### ■支給対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
※条件を満たした場合は、令和4年3月31日までの経過措置があります。

## 分譲住宅の開発事業者に土地を売却した方へ奨励金を支給します!

住宅開発を促進するために、右記の分譲住宅の開発事業者へ土地を売却した方に対し、「民間宅地開発事業土地提供者奨励金」を支給します。

### ■奨励金の額

1 ㎡あたり1,000円 (上限100万円)

### ■支給要件

- ・右記民間宅地開発事業奨励金の支給を受けた事業者に対し、直接の譲渡人として、宅地開発事業に係る土地を譲渡した者
- ・都市計画法に規定する用途地域内の土地（旧葦崎町（一部を除く）と藤井町の一部）
- ・市税等を滞納していない者（申請者と生計を一にする世帯に属するものを含む。）

### ■支給対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
※条件を満たした場合は、令和4年9月30日までの経過措置があります。

■問い合わせ 総合政策課 政策推進担当 (内線 356)

飲み水を 未来につなごう ぼくたちで

## 6月1日から7日までは水道週間

生活の一部として、あたりまえのように使われている水道。蛇口をひねれば、いつでもどこでも簡単に出てくる「安全でおいしい水」を供給するため、水源から蛇口まで多くの人が関わり、日々の生活や産業を支えています。あまりに身近で、気にかけることが少ない水道水ですが、近年、地震等の災害に強い水道づくりが必要になってきています。水道の大切さについて、この水道週間に機会を考えてみませんか？

### ■水道管の耐震化工事へのご協力とご理解を

市では、水道管の耐震化工事を継続的に行っています。

水道の総管路のうち、特に重要とされる管路を基幹管路と定め、計画的に実施しています。工事に際して、通行や騒音等でご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。



出典：(公社)日本水道協会

### ■メーター検針にご協力を

水道メーターの検針を、2か月ごとに行っています。安全で正確な検針ができるよう、次のことに注意してメーターまわりを一度点検してください。

- ①メーターボックスの上に、物を置かない。
- ②メーターボックスの中や周りをきれいにする。
- ③犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につなぐ。

### ■宅内の漏水チェックを

漏水かな？と思ったときは、家中のすべての蛇口を閉めた状態で、水道メーターについているパイロットを確認してください。パイロットが回っていれば、どこかで水漏れが発生していますので、次の連絡先へ、すぐに修理を依頼してください。

☆蕪崎市上水道工事協同組合 ☎ 22-3136

※水道メーターは、青か茶か黒のふたのボックスの中にあります。

(高層アパート等は、各部屋の近くのパイプシャフトの中にある場合もあります。)

■問い合わせ 上下水道課 水道管理担当 (内線616・617)



パイロット  
このコマが回るかどうか  
しばらく見てください。

## 甘利第3配水池が完成

旭町上條北割地内の旭バイパス甘利山入口信号付近に、平成28年度から建設を行っていた甘利第3配水池が完成しました。

この甘利第3配水池は、容量1,350m<sup>3</sup>で、配水エリアの拡大にも対応できる大きさとなっており、ステンレス製で耐久性が高く、耐震化構造にもなっています。

これからも皆さんに安全で安心な水の供給を行えるよう努めていきます。



## 水道メーターの交換について

市では、計量法に基づき8年に1度、水道メーターの交換を行っています。該当するお宅には、市から委託を受けた「蕪崎市上水道組合加盟の指定業者」が、事前調査および取替作業に伺います。なお、事前調査の結果、バルブやメーターボックス等の修繕工事をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

- ◆交換は無料です。
  - ◆作業する委託業者は、身分証明書(顔写真入り)を携帯しています。
  - ◆立会いは必要ありません。
  - ◆留守の場合でも取替させていただきますのでご了承ください。
- 問い合わせ  
上下水道課 水道管理担当  
(内線616・617)





自らの判断で避難行動の事前準備を

# もしものために



## 備えよう!

昨年の台風19号（令和元年東日本台風）をはじめ、近年は異常気象等により本市においても、大規模な災害がいつ発生してもおかしくない状況です。台風や大雨の時期を迎える前に、自らの判断で避難行動が取れるように、事前の準備や災害時の対応に備えましょう。



## マイ・タイムラインを作成しよう

台風や大雨など予測できる風水害に対して、いざという時にあわてないように、自身や家族のとるべき行動について「いつ」「誰が」「何をするか」を、あらかじめ整理した自分自身の防災行動計画を「マイ・タイムライン」といいます。事前に作成し、自分の防災行動を整理しておきましょう。

次のことに注意しながら下

- ① 表1を作成してください。  
自宅や職場に洪水や土砂災害の危険がどの程度あるか、「洪水・土砂災害ハザードマップ」等で確認してください。
- ② 避難場所や避難所、避難ルートをご自宅、通学・通勤先からの安全なルートを確認してください。
- ③ 避難するタイミングを確認してください。

■表1 マイ・タイムライン（防災行動計画表）

警 戒 レベル	気象について		河川について		防災情報	あなたが確認・準備すること		事前の確認
	気象台が発令	天候の状況	国・県が発表	河川の状況	市が発令	行動の例	あなたと家族の行動	
レベル 1		台風発生。風雨はまだ強くない。				<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報により、台風予報の確認</li> <li>避難時に準備するものを事前に確認</li> </ul>		<p>◆住んでいる地域の危険</p> <input type="checkbox"/> 浸水想定区域内 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域内
レベル 2	気象注意報（大雨注意報など）	台風接近。風雨は強くなる。				<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすを利用する祖母は、指定福祉避難所への避難準備</li> </ul>		
レベル 3	気象警報（大雨警報など）	台風さらに接近。風雨はさらに強くなる。	河川氾濫警戒情報	川の水位が上昇	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>祖母と付添の母が、指定福祉避難所へ避難する。</li> <li>高台にある親戚宅へ電話し、避難していかを確認し、避難準備をする。</li> </ul>		
レベル 4	土砂災害警戒情報	台風が最接近・停滞。豪雨や暴風となる。	河川氾濫危険情報	さらに上昇し、河川敷にも水が流れる。	避難勧告 ↓ 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>親戚宅へ避難を完了する。</li> </ul> <p>※この段階で家にいる時は、外に出ることが危険であるため、家の中の上層階等に避難する。</p>		
レベル 5	特別警報（大雨特別警報など）		氾濫発生情報		災害発生情報			

■表2 非常持ち出し品・備蓄品確認表

チェック	非常持ち出し品	チェック	備蓄品
<input type="checkbox"/>	飲料水	<input type="checkbox"/>	飲料水（1日1人3ℓ）
<input type="checkbox"/>	懐中電灯	<input type="checkbox"/>	レトルト食品・アルファ米
<input type="checkbox"/>	ナイフ・缶切り	<input type="checkbox"/>	給水用ポリタンク
<input type="checkbox"/>	食品	<input type="checkbox"/>	カセットコンロ
<input type="checkbox"/>	携帯ラジオ	<input type="checkbox"/>	ティッシュペーパー
<input type="checkbox"/>	ライター・マッチ	<input type="checkbox"/>	ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/>	衣類	<input type="checkbox"/>	紙皿・紙コップ
<input type="checkbox"/>	軍手	<input type="checkbox"/>	ラップ
<input type="checkbox"/>	現金	<input type="checkbox"/>	簡易トイレ
<input type="checkbox"/>	預金通帳	<input type="checkbox"/>	水のいらないシャンプー
<input type="checkbox"/>	免許証	<input type="checkbox"/>	ビニール袋
<input type="checkbox"/>	印鑑	<input type="checkbox"/>	ランタン
<input type="checkbox"/>	携帯トイレ	<input type="checkbox"/>	長靴
<input type="checkbox"/>	乾電池（予備）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	救急箱（常備薬など）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	体温計	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	マスク	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	薬	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	歯ブラシ	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	ビニール手袋	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	乳児には粉ミルク・哺乳瓶	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	携帯電話・スマホ用予備バッテリー	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	携帯電話充電器	<input type="checkbox"/>	

**備蓄品等の事前準備を！**  
この機会に実際に家にあるものを次の表2の確認表でチェックしてください。避難する際の非常食や水は、最低3日分の備蓄が必要です。※備蓄品の消費期限に注意しましょう。  
※各家庭の事情に合わせて、紙おむつ、粉ミルク・離乳食、流動食、生理用品等も備蓄しておきましょう。

コロナウイルスなどの感染症が拡大するリスクが高まる場合もありますので、自宅での安全確保が可能な方は、必ずしも避難所に行く必要はありません。また、災害の危険のない親戚・知人宅に避難することも考えておいてください。  
在宅避難時は、毎日、検温等を行い健康管理に留意し、食料・水・常備薬等を1週間分程度、備蓄しておきましょう。

**■問い合わせ**  
総務課 危機管理担当  
(内線339・399)

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

**●10万円（特別定額給付金）の申請はお済みですか？**  
新型コロナウイルス感染症に関する経済対策として、1人あたり10万円が支給されることになりました。本市では5月下旬以降から順次支給をはじめていきます。  
お手続きがまだお済みでない方は、期日までにお手続きをお願いします。

**■申請方法**  
5月中旬に、世帯主宛てに、世帯員の氏名や支給額の合計が印字された申請書を郵送しています。申請書に必要事項を記入し、本人確認や振込先の口座が確認できる書類を添付して、同封の返信用封筒で市へ返送してください。

**■申請期限**  
令和2年8月下旬  
※市で申請の受付を開始してから3か月以内

**■問い合わせ**  
総合政策課 政策推進担当  
(内線355～357)

**●市税の納付が困難な方**  
事業に著しい損失を受けた場合など、納税猶予の申請をすること、原則1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合がありますので、ご相談ください。

**●対象となる市税**  
市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

**●水道使用料の納付が困難な方**  
納付期日までに、上下水道使用料の納付が困難な方は、ご相談ください。

**●介護保険料の納付が困難な方**  
納期限までに、介護保険料の納付が困難な方は、ご相談ください。

**●固定資産税および都市計画税の軽減措置**  
厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の負担を軽減します。

**●「燈籠無尽応援券」を発行します**  
市内の飲食業・小売業などの事業所を応援するため、20%のプレミアムが付いた、応援券を各店舗で販売します。応援券を購入することで、事業所の支援につながり、お得意に地元の味が楽しめます。ぜひお求めください。

**●生活困窮者 住居確保給付事業**  
離職などにより経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分の給付金を支給し、就労機会の確保に向けた支援を行います。

**●問い合わせ**  
福祉課 福祉総合相談担当  
(内線181～185)

**●問い合わせ**  
産業観光課 商工観光担当  
(内線213)

**●問い合わせ**  
長寿介護課 介護保険担当  
☎233-4313  
233-1636

**●問い合わせ**  
総務課 納税推進担当  
(内線163～166)

**●問い合わせ**  
福祉課 福祉総合相談担当  
(内線181～185)

※軽減措置は、令和3年度の課税に限りです。  
※市ホームページを随時更新していますので、詳細については、ご確認ください。



ニコリ主催  
イベント  
☎22-11-121



**編物講習会（要申込）**

かぎ針を使って夏物ウェアを編みませんか？

■日時 6月27日(土)  
10時～15時

■場所 ニコリ1階  
会議室5

■内容

- ①葉っぱ模様のベスト  
(かぎ針5号) 5,000円
- ②パッチワーク風プルオーバー  
(かぎ針3号) 8,000円
- ③リボン付き帽子  
(かぎ針8号) 2,300円

※申込みの際に作りたい作品を選んでください。

■定員 20名

※最少催行人数5名

■講師 山梨編物手芸の会

**苔玉作り教室（要申込）**

癒しの苔玉を作ってみませんか？

インテリアとしてもオススメです！

■日時 6月28日(日)  
13時～15時

■場所 ニコリ1階  
陶芸・工作室

中央公民館  
☎20-11-15



■参加費 1,500円  
(材料費込)

■持ち物

薄い手袋、前掛け、持ち帰り用の袋、あれば苔玉用の器(7～8cm位)

■定員 20名  
※最少催行人数5名

■講師 苔玉工房 風花  
原桜月さん

■各講座申込方法

ニコリ1階総合受付で参加費をお支払いください。

**まなびのサロンの中止のお知らせ**

「じゃべらん会」中止のお知らせ  
6月11日(木)に予定していました「じゃべらん会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

**葦崎市教育委員会共催**

**「縄文土器復元講座」(全5回)**

「よみがえれ!!縄文土器」  
葦崎から発掘された本物の縄文土器の欠片(かけら)をつなげて、実際に土器を復元する体験講座を開催します。

復元をとおして、5,000

年前の縄文人の暮らしを感じてみませんか？

■日時 7月3日、8月7日、  
9月4日、10月2日、  
11月6日

※いずれも金曜日  
18時30分～20時30分  
(全日出席可能な方)

■場所 ニコリ1階  
ワークショップ

■講師 葦崎市教育委員会  
関岡 俊明氏

■参加費 無料

■定員 5名

■持ち物 エプロン・タオル

■申込み 6月2日(火)より



大村記念  
図書館  
☎22-4946



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた次の自主事業・イベントは延期・中止とします。

(延期の催しについては、実施日時が決まりましたら改めて告知をします。)

【延期】代読ボランティア養成講座  
6月4日・11日・18日・25日

【延期】放送大学公開講座  
「金属入門」

【延期】歴史・工芸・工業  
6月13日(土)

【延期】探求教室  
「クリスタル・マスター」

「きらきら水晶教室」  
6月14日、7月12日、  
8月9日、9月13日

【中止】おはなし会と折り紙遊び  
6月13日(土)

【中止】朗読のつどい  
6月20日(土)

【中止】だいつの会  
6月25日(木)

**Over the Rainbow**

「虹の彼方に」展示  
降り続いた雨の後には、美しい虹が架かります。どんな時も希望を捨てず、前を向いて歩いて行く、未来はきっと明るい。そんな願いを込めて、7色の虹をイメージした展示を行います。

■展示期間  
6月2日(火)～28日(日)

**「第7回葦崎市図書館を使った調べる学習コンクール」**

本年度も図書館を使った調べる学習コンクールを開催します。身の回りで見つけた疑問やニュースで取り上げられて気になったこと、自分の興味のあることや葦崎に関することなど、テーマは自由です。葦崎市在住・在学の小中学生ならばごなたでも応募可能です。図書館では、調べる学習を応援するイベントや展示を開催しています。ご興味をお持ちの方はお気軽におたずねください。

■作品募集期間

8月12日(水)～30日(日)

※必着

葦崎市内の小中学校に通う児童・生徒は学校を通じて提出してください。

作品の募集要項等については、図書館ホームページをご参照ください。

調べる学習応援講座

■日時 ①7月23日(木・祝)  
13時30分～15時  
②8月2日(日)

■内容 テーマの決め方やまとめ方など

■場所 ニコリ2階会議室9  
(2回共通)

■申込み 6月20日(土)より  
図書館カウンターまたは電  
話にて受付

※内容は共通のため、どちら  
か一方にご参加ください。

### 調べる学習相談会

夏休み期間中、随時実施。  
調べ方や、本の探し方など  
お気軽にスタッフへおたずね  
ください。  
館内では、昨年度の入選作  
品レプリカの展示等も行って  
います。

**子育て支援  
センター**  
☎233-7676



にら★ちびでは、いろいろ  
なあそびや、イベントをご用  
意しています。

息抜きに、友達作りに、遊  
びにきませんか?  
(予約不要・参加費無料)



### ブログキャンペーン

■日時 6月5日(金)  
10時～11時

### 新聞紙あそび

■日時 6月6日(土)  
10時30分～11時

### 赤ちゃんひろば

■日時 6月10日・24日  
※いずれも水曜日  
10時～14時



### にら★ちび音楽部

■日時 6月18日(木)  
13時15分～13時30分

### キッズひろば

■日時 6月23日(火)  
10時～14時



### にら★ちびデビューDAY

■日時 6月25日(木)  
10時20分～11時

※各種イベントの内容や場所  
等の詳細については、にら  
★ちびホームページをご覧  
ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止  
のため、イベント等が中止・延期  
となる場合があります。  
詳細は各施設にお問い合わせくだ  
さい。

## 新型コロナウイルス

### 感染症の影響を 受けている

### 事業者の方へ



#### ●雇用調整助成金

#### 申請費補助金

従業員などの雇用の維持を  
図るため、雇用調整助成金ま  
たは、緊急特定地域特別雇用  
安定助成金の申請に要した費  
用の一部を補助します。

#### ■補助額 委託料の2分の1

(小規模事業者は10分の10)

※上限10万円

#### ■問い合わせ

産業観光課 商工観光担当  
(内線213)

#### ●小規模事業者応援給付金

事業の継続を応援するため、  
市内で事業を行う小規模事業  
者に、10万円(応援給付金)  
を支給します。

#### ■問い合わせ

産業観光課 商工観光担当  
(内線213)

※ホームページを随時更新  
していますので、詳細につ  
いては、ご確認ください。

～毎月19日は食育の日～  
6月は食育月間です!

知っ得! 食育ひろば — 食改推の簡単レシピ! —

旨みのあるお手軽煮物!

## 「さば缶と大根の煮物」

### ポイント!

- いわしやさんまの缶詰でも利用できます。
- 手軽に買えて、時間短縮にもなる缶詰を活用しましょう!



### 【材料 (1人分)】

- さばみそ煮(缶詰) …… 75g
- 大根 …… 100g
- 酒 …… 小さじ2
- 粉末和風だし …… 小さじ1/4
- 水 …… 75ml

### 【作り方】

①大根は2cm幅の半月切りにする。

②さば缶の汁を鍋に入れ、水・酒・粉末和風だしと大根を入れて、火が通るまで煮る。

③大根が煮えたら、さば缶の身も加えひと煮立ちさせ、火を止める。

### 【栄養量 (1人分)】

エネルギー 160kcal  
食塩相当量 1.3g

### ■問い合わせ

健康づくり課

健康増進担当

(保健福祉センター内)

☎233-4310



相談

特設人権相談中止のお知らせ

6月1日に予定していましたが、6月1日に予定していません。特設人権相談委員による特設人権相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

ご理解・ご協力をお願いします。ご迷惑をおかけしますが、

問い合わせ

総合政策課 政策推進担当  
(内線357)

お知らせ

麻しん(はしか)にご注意ください!!

麻しんは毎年春から夏にかけて流行します。

麻しんとは…

感染力が非常に強く、感染すると発熱や咳、鼻水などの風邪症状が現れ、その後高熱と発疹を伴う感染症です。

予防するには…

予防接種が有効と言われています。なお、公費接種の対象年齢は次のとおりです。かかりつけ医に接種時期をご相談のうえ、公費接種期間内

に接種を受けてください。

対象者

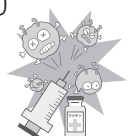
麻しん風しん混合ワクチン  
1期…生後12ヶ月～24ヶ月  
未滿(2歳の誕生日前日まで)

2期…小学校就学前の1年間(年長児)

※対象者には予防票を送らせていただきました。

問い合わせ

健康づくり課  
健康増進担当  
☎23-4310



転用等農地の許可申請  
受付期間の変更について

7月19日に現在の農業委員等の任期が満了することに伴い、左記の通り7月分の申請受付期間を変更します。相談および申請は早目をお願いします。なお、8月以降は通常の受付期間となります。  
通常…毎月4日～10日  
(土・日・祝日を除く)

令和2年7月分受付…

令和2年6月26日(金)  
～7月3日(金)

問い合わせ

農業委員会事務局  
(内線226)

ストップ 不法電波

総務省では、6月1日から6月10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取締りを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

問い合わせ

関東総合通信局  
●不法無線局による混信・妨害  
☎03-62638-1939



テレビ・ラジオの受信障害

☎03-62638-1945

ゆ〜ぶるにらさきの臨時休館について

ゆ〜ぶるにらさきでは、空調機器更新工事のため、次の期間、臨時休館します。お客様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■日程 6月1日(月)～30日(火)(予定)

問い合わせ

産業観光課 商工観光担当  
(内線213・214)

イベント

穂坂自然公園イベント情報

①森林ビンゴゲーム会

公園内の豊かな自然の中でビンゴカードの各マスに書かれたものを探して歩くイベントです。

■日時 6月14日(日)  
10時～12時

■定員 15名

■参加費 100円

■申込み 6月1日～13日

②自然公園散策&観察会

公園内を散策しながら、季節の草花や花木、小鳥たちを観察するイベントです。

■日時 6月21日(日)  
10時～12時

■定員 15名

■参加費 100円

■申込み 6月1日～20日

③トレランコース体験

ウォーキング会  
ウオーキング会  
累積標高350mのトレランコースでのウォーキング体験イベントです。

■日時 6月28日(日)  
10時～12時

■定員 15名

■参加費 100円

■申込み 6月1日～27日

※いずれも雨天中止  
※歩きやすい服装でご参加ください。

ださい。

■申込み・問い合わせ

穂坂自然公園  
ふれあいセンター

☎37-4362

世界遺産登録記念

クイズラリー

富士山科学研究所と富士山世界遺産センターでクイズラリーに挑戦し、富士山について学びましょう。両施設のクイズラリーに挑戦した方には、オリジナルグッズをプレゼントします!

■日時

6月20日(土)～22日(月)  
9時～17時

■場所

山梨県富士山科学研究所  
山梨県立富士山世界遺産センター

※施設をまわる順番は自由  
■対象 中学生以下  
■参加費・入館料 無料  
■定員 無し

※プレゼントは両施設とも、先着25名まで。

■問い合わせ

山梨県富士山科学研究所  
環境教育・交流部  
広報・交流担当  
☎0555-72-6206



令和2年度  
給水装置工事主任技術者試験  
受験願書受付中

■試験日 10月25日(日)

■受験手数料 16,800円

■受験資格

給水装置工事に関して3年以上の実務経験を有する者

■申込方法

公益財団法人給水工事技術振興財団ホームページ (<http://www.kyukou.or.jp>) に掲載する「受験案内」をご覧のうえ、「インターネット申込書作成システム」に従って入力した受験申請書類を送付してください。

■受付期間 7月3日(金)

消印有効

※「インターネット申込書作成システム」稼働期間は7月3日17時まで

■問い合わせ

公益財団法人

給水工事技術振興財団

☎03-6911-2711

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等が中止・延期となる場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

★新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

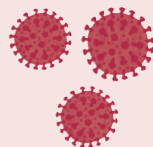
## 令和2年度の総合健診の実施について 7月中の健診はコロナウイルスのため中止に

### ■7月7日～7月31日の健診は中止します

令和2年度の「総合健診」の日程については、4月に「健康カレンダー（広報に添付）」および「地区回覧」でお知らせをしているところですが、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、7月の健診を中止することとしました。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

#### ◎ 中止となる健診日程

7月 7日(火) つぶらの会館	7月22日(水) 穴山ふれあいホール
7月 8日(水) 清哲会館	7月25日(土) 保健福祉センター
7月 9日(木) 神山体育館	7月26日(日) 保健福祉センター
7月10日(金) 旭体育館	7月30日(木) 東京エレクトロン荊崎文化ホール
7月18日(土) 保健福祉センター	7月31日(金) 東京エレクトロン荊崎文化ホール



### ■9月以降に予定している健診の実施は あらためてご案内します

例年、対象となる方には6月下旬に「健診キット」を送付し、事前予約なしで受付をしていましたが、現在、9月以降の健診の実施方法を調整しています。

実施方法が決定後、対象の方へご案内を郵送するとともに、広報・ホームページでもお知らせさせていただきますので、お待ちください。

#### ◎ 受診のご案内

次の方には、健診受診のご案内を実施方法が決定後、郵送します。

※年齢は、年度末の年齢です。

- ・ 特定健診対象者（荊崎市国民健康保険に加入の40～74歳\*の方）
- ・ 過去に市総合健診の受診歴がある19～39歳\*、75歳\*以上の方など

■問い合わせ 健康づくり課 健康増進担当 ☎23-4313

### 故・深田久弥氏を偲んで

4月19日(日)に開催を予定していた「第39回深田祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としましたが、深田祭実行委員会関係者により、碑前での献花のみ執り行いました。

深田久弥氏は、1903年、石川県大聖寺町（現在の加賀市）に生まれ、「日本百名山」に代表される小説家、また、日本の山岳界に多大な功績を残された登山家として知られています。

1971年、茅ヶ岳を登山中に、脳卒中のため急逝されました。68歳の生涯でした。

#### ■問い合わせ

深田祭実行委員会

☎0551-22-1991



#### ●国民健康保険より

5月に荊崎市国民健康保険で支払った額（保険者負担額）は、147,297,221円（前年同月比1.52%減）で、1人あたりの保険者負担額は、22,392円（前年同月比0.43%増）でした。引き続き健康に気をつけ医療費の節約にご協力ください。

#### ●市の人口 5月1日現在

	5月1日現在	(前月比)
男	14,501人(うち外国人242人)	18人減
女	14,572人(うち外国人274人)	33人減
計	29,073人(うち外国人516人)	51人減
世帯数	12,665世帯	13世帯増



## ウェルカムメッセージを収録しました

4月9日（木）、韮崎、穂坂、韮崎北東、韮崎北西、甘利の市内5つの小学校で、新入生に向けたウェルカムメッセージを収録しました。新型コロナウイルスの影響で入学式が延期してしまい、残念な思いをしている新入生に向けて、「楽しい勉強やおいしい給食、上級生たちや先生たちも会えるのを楽しみにしているよ」とメッセージを送りました。収録したメッセージは、エフエムハケ岳の番組「ニーラ韮崎すまいるニコリ」で放送され、新入生に届けられました。



## 布マスクをご寄付いただきました

4月15日（水）、韮崎市商工会女性部の皆さんから手作りの布マスク320枚をご寄付いただきました。縦11cm、横15cmの白いマスクは、試行錯誤を重ねながら、それぞれの自宅や商工会の会議室で部員10人ほどで作ったそうです。1つ1つに分けられた袋には、長く使えるようにと、手洗いの方法が書かれた紙が同封されていました。部の皆さんからは「新型コロナウイルスの1日も早い終息を願って、みんなで協力して作った。感染症予防にぜひ役立てて欲しい。」とごあいさついただきました。



## 愛の献血が実施されました

4月17日（金）、韮崎市献血推進協議会の主催により、市役所庁舎東側駐車場で献血が実施されました。「少しでも困っている人の助けになればうれしい。」と1日で約50名の方が献血に協力してくれました。主催者からは、「現在、新型コロナウイルスの影響で血液の在庫が少なくなっている。多くの人に協力してもらえてとても感謝している。」とお話をいただきました。



## マスクを提供させていただきました

4月23日（木）、韮崎市医師会・韮崎市歯科医師会へ合計4,000枚のサージカルマスクを提供させていただきました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、医療現場の最前線で尽力くださっている医療従事者の皆さんへ、診療時に役立てていただけるように贈らせていただきました。韮崎市医師会の霜村かおり会長と韮崎市歯科医師会の守屋直木会長からは「市内のどの医療機関でもマスクが不足している。ありがたく使わせてもらおう」と感謝の言葉をいただきました。



## 特別定額給付金を装った詐欺にご注意を!!



- 給付金を支給するために、市町村などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 給付金を支給するために、市町村などが手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

